

保育所等入所・転所にかかる利用調整基準の変更について

① 内職における月180時間以上就労の基礎点数を新設

実労働時間として月180時間以上の家庭内就労の場合、基礎点数を10点とします。

② 育児休業中の転所申請が可能

次の場合に、育児休業中の転所として基礎点数を1点とします。

- ・転所希望月に認定事由が育児休業である場合
- ・申請時点で育児休業中であり転所希望月以降に復職を予定している場合

【 現 行 】	申請区分	育休中		復帰月		復帰月の翌月	
		申請可否	基礎点数	申請可否	基礎点数	申請可否	基礎点数
	転所	不可	—	不可	—	可	就労
【 改 正 】	申請区分	育休中		復帰月		復帰月の翌月	
		申請可否	基礎点数	申請可否	基礎点数	申請可否	基礎点数
	転所	可	1点	可	1点	可	就労

◆基礎点数が1点ではない例◆

- ・育児休業に係る子ども（下の子）の入所申請、育児休業に係る子ども以外の子どもの（上の子）の転所申請を、同時に申請する場合
- ・（同月の1次申請で）育児休業に係る子どもの認可施設への入所が内定している場合

ただし、次のいずれかに該当する場合は、復職後の就労要件に基づき利用調整を行います。

この場合、転所内定後、転所月中に育児休業から復職しなかったとき、育児休業に係る子どもの入所内定を辞退したときは、転所元施設は退所となります。

- ・育児休業に係る子どもの入所と育児休業に係る子ども以外の子どもの転所を、同時に申請する場合
- ・育児休業に係る子どもの認可施設への入所が内定している場合

③ 保護者が単身赴任している場合の加算項目の新設

保護者のいずれかが単身赴任の場合、1点加算します。ただし、次の全ての要件を満たす場合のみ加算を行います。

令和7年4月入所（転所）から申し込みをしている方で、要件に該当する場合は書類の追加提出が必要になります。

- ア 単身赴任のために居住している場所が、富山県外であること。
 - イ 就労証明書の「単身赴任期間」の記載があり、入所（転所）希望月中に単身赴任を行っていること。
 - ウ 入所申請書（施設型給付費・地域型給付費等 教育・保育給付認定申請書）又は転所希望届出書に単身赴任先の住所の記載があること。
 - エ 単身赴任先での居住実態がわかる書類（※）の提出があること。
※賃貸借契約書の写し、住民票の写し、公共料金の請求書など
- 単身赴任が決定していても上記書類の提出がない場合は、加点の対象外です。

新基準は、令和8年1月入所（転所）の申込みから適用になります。

1月入所（転所）をご検討の方は11月28日（金）までに、4月入所（転所）の申請は12月12日（金）までに、お手続きください。